

令和 2 年度

横浜市訪問介護連絡協議会 全職員向け視聴研修のお知らせ



令和 2 年 8 月吉日

横浜市訪問介護連絡協議会

代表

佐藤 永弘

研修委員長 芳原 悅子

映画「ピア ～まちをつなぐもの～」視聴研修

映画「ケアニン ～あなたでよかったです～」に続く、笑って泣けて、人生に前向きになれる
感動の人間ドラマ。 無料の限定視聴研修会を行います。

新型コロナウイルス感染症防止のため中止された、令和 2 年の総会で上映予定となっていた映画「ピア」を、インターネット回線で視聴する研修会として実施します。

映画「ピア」は、新人訪問医と若手ケアマネジャーを軸に、在宅介護の必要性と多職種連携の重要性を再確認させてくれる良い映画です。

訪問介護員はもとより、サ責でも多職種連携について理解が足りないと思う事があるのではないかでしょうか。 サ責だけでなく、訪問介護員にも見てもらいたいため、今回は時間を気にせずインターネット上で視聴できるようにしました。 お申し込みをお待ちしております。

視聴期間 令和 2 年 9 月 17 日（木）～ 23 日（水）… 7 日間

視聴時間 9 月 17 日（木）12:00 ～ 23 日（水）17:00 までの間
(視聴は 1 回のみ、24 時間視聴可能)

視聴料 各区訪問介護事業所連絡会 会員のみ申込み可 視聴料無料

申込方法 (1) 事業所毎に各区連絡会に申し込みください。

(2) 申込期限は 9 月 8 日（火）まで

(3) 9 月 12 日（土）までに、各区の幹事より視聴希望者の事業所へ視聴決定の連絡をします。

(4) 視聴決定後は、協議会メールアドレスより、その後の対応について連絡します。（詳細は、別紙の視聴方法と注意事項を確認ください）

定員 250 名（先着順）

※注意事項 今回初めてインターネットでの視聴研修を行いますので、別紙の通り各種注意事項があります。 また各個人のメールや機器の不都合等により視聴できない場合の対応は、協議会では致しかねますのでご了承ください。

問い合わせ先 各区連絡会

TEL

視聴方法と注意事項

視聴可能期間 9月17日(木) 12:00

～ 9月23日(水) 17:00

【視聴方法】

- (1) 各区連絡会の幹事から視聴希望者の事業所宛てに視聴決定された方の名簿を送付します。
- (2) 視聴決定された方は、9月14日(月)～15日(火)の2日間に以下の協議会メールアドレスに、下記①～③を記載して送信してください。

協議会メールアドレス

yhk201305@gmail.com

- ① 氏名および事業所名、職名(サ責や訪問介護員等)
- ② 視聴に使用する機器名(パソコン、タブレット、スマートホンなどと記載、機種名は不要)
- ③ 視聴に使用する機器に届くメールアドレス
- (3) 上記(2)で協議会宛に送られてきたメールの返信として、視聴開始前日16日の夜間に協議会より事前連絡メールが届きます。もし届かない場合は、ウイルス対策ソフトなどで迷惑メール判定されている可能性がありますので、迷惑メールフォルダに振り分けられていないか確認してください。それでも見つからない場合は、再度協議会へ送付依頼をしてください。
- (4) 17日の朝に、協議会メールアドレスより視聴に必要なURLとパスワードを視聴決定された方宛てに送信します。17日の視聴開始時間以降にこのURLをクリックしパスワードを入力すると視聴できます。

【注意・遵守事項】

- (1) 先着順で視聴決定された方以外の視聴は出来ません。同じ事業所内でパスワードの使い回しなどは、配給会社に視聴数がカウントされ請求が多額になり、今後の研修に支障が出ます。
- (2) 映画館での上映と同様に、お一人様1回しか視聴できません。何度も視聴すると、その分の費用を当協議会が配給会社に支払うことになってしまいますのでご注意ください。
- (3) パソコンやスマートホン、タブレットで1台1人ずつの個別視聴が前提です。1台のパソコンを使って複数人が視聴する、またはプロジェクターに投影して複数人で見ることはできません。
- (4) 同じ人が、パソコンとスマートホンなど、違う機器の両方を使って視聴することは出来ません。視聴を始めたら、最初から最後まで同じ機器を使って視聴してください。例として、前半を会社のパソコンで視聴して、後半を自宅に帰ってからスマホで見るなどの行為は、配給会社から2人分の請求を受けてしまうので、お控えください。
- (5) 動画の撮影、録音、画面録画、ダウンロード、スクリーンショットは著作権法により禁止されています。
- (6) 視聴後に配給会社からのアンケートにご協力をお願いします。(動画再生ページにwebアンケート回答用のURLを掲載します。)
- (7) 視聴する方のメールや機器の不具合などは、ご自身で解決をお願いします。当協議会では個別の対応は致しかねますので、ご了承ください。
- (8) 視聴に必要な通信料などの費用は、視聴する方のご負担でお願いします。